

平成28年1月6日

鯖江市長 牧 野 百 男

(3) 共同企業体の構成員の最小出資比率が10%以上であること。

- (4) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- (5) 共同企業体の構成員である建設業者が、この工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札の参加希望者は、平成28年1月13日（水）までに特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）、および特定建設工事共同企業体入札参加資格確認資料（様式第2～4号および関係書類）（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書および資料を提出しない者または確認が受けられなかった者は、入札に参加することができない。

- (2) 資料の内容

資料は、次のとおりとし、ア、イ、およびウについてはそれぞれ様式第2号、第3号および第4号により作成すること。

- ア 経営規模等総括表
- イ 工事経歴書
- ウ 技術職員名簿
- エ 特定建設工事共同企業体協定書
- オ 委任状

- (3) 申請書および資料の提出方法

申請書および資料は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

- (4) 申請書および資料の配布

- ア 配布期間 平成28年1月6日（水）から平成28年1月13日（水）
（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 鯖江市西山町13-1 鯖江市政策経営部契約管理課
電話 0778-53-2222（直通）
（申請書様式および資料は鯖江市ホームページからダウンロードができます。）

- (5) 申請書および資料の受付

- ア 受付期間 平成28年1月6日（水）から平成28年1月13日（水）
（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 申請書等の配布場所と同じ

- (6) 提出部数 4部（特定建設工事共同企業体協定書および委任状も同じ）

うち3部は受付時に返却し、各構成員が1部ずつ保管すること。

- (7) 申請書および資料の作成説明会

申請書等の作成説明会は実施しない。

4 入札参加資格者の決定

- (1) 入札参加資格者と認められた者または認められなかった者には、その旨を共同企業体の代表者にそれぞれ通知する。
- (2) 入札参加資格者と認められなかった共同企業体の代表者は、市に対して認められなかった理由について説明を求めることができる。

- (3) (2)の説明を求める場合は、平成28年1月25日(月)午後5時までに書面を提出してこれを行わなければならない。
- (4) (3)の書面は持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けないものとする。
- (5) (3)の書面の提出があったときは、市は、平成28年1月27日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (6) (3)の書面の提出先は次のとおりとする。
申請書および資料の配布場所と同じ。

5 図面、仕様書、および工事入心得の配布

- (1) 図面(主なものの写し)は、入札参加希望者に次のとおり配布する。
なお、図面、仕様書、工事入札心得等は、鯖江市ホームページをご確認ください。
 - ア 配布期間 平成28年1月6日(水)から平成28年1月13日(水)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 配布場所 申請書および資料の配布場所と同じ
- (2) 図面に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は持参により提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
 - ア 受付期間 平成28年1月6日(水)から平成28年1月13日(水)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 申請書および資料の配布場所と同じ
- (3) (2)の質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。
 - ア 閲覧期間 平成28年1月6日(水)から平成28年1月13日(水)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 申請書および資料の配布場所と同じ

6 全図面および設計書の配布

- (1) 入札参加資格者には、全図面および設計書(以下「設計図書」という。)を次のとおり配布する。
 - ア 配布期間 平成28年1月20日(水)から平成28年2月4日(木)
 - イ 配布場所 申請書および資料の配布場所と同じ
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。
なお、書面は持参または郵送の方法により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
 - ア 受付期間 平成28年1月20日(水)から平成28年2月4日(木)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 申請書および資料の配布場所と同じ
- (3) (2)の質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。
 - ア 閲覧期間 平成28年1月20日(水)から平成28年2月4日(木)
(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所 申請書および資料の配布場所と同じまたは鯖江市ホームページをご確認ください。

7 入札の執行の日時および場所等

- (1) 日 時 平成28年2月4日(木) 午前10時10分から
- (2) 場 所 鯖江市西山町13-1 鯖江市役所 新館4階 会議室
- (3) その他 入札の参加に当たっては、4(1)の入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

8 入札方法等

- (1) 電送による入札は認めない。
- (2) 郵送による入札は認めない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は、2回を限度とする。
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 低入札調査価格 無

9 工事費内訳書の提示

- (1) 入札参加者は、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書には、数量、単価、金額を記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、市担当者が確認の上、鯖江市において保管する。

10 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金については免除する。
- (2) 契約保証金(契約金額の100分の10)については、鯖江市財務規則(昭和39年鯖江市条例第20号)の規定に基づき納付すること。

11 契約書作成の要否 要

12 支払条件

前払金については、請負金額の100分の40以内の額。(予算の範囲内とする。)

13 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに現場説明書および工事入札心得において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者および入札時点においてこの入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札は無効とする。

1 4 議会の議決

本件工事に係る契約は、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年鯖江市条例10号）第2条に該当し、落札後仮契約を締結した場合には、議会の議決を経たとき、当該仮契約を本契約とみなす。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が、入札参加の資格制限または指名停止措置を受けた場合、市は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。仮契約を解除した場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 5 その他

- （1）入札参加者が3者に満たない場合は、当入札は行わないものとする。
- （2）入札参加者は、工事入札心得、および鯖江市工事契約約款を熟読し、工事入札心得を遵守すること。
- （3）その他不明の点については、鯖江市政策経営部契約管理課（0778-53-2222 直通）に照会すること。